

三好市まちづくり 基本条例を紹介します

平成24年10月1日施行に向けて、三好市まちづくり基本条例を広く知っていただくために条例の内容について連載しています。今回は「第2章 市民」についてご紹介したいと思います。



「市民の権利」って何？

- ①安全で安心して生活できる権利
- ②行政サービスを等しく受ける権利
- ③まちづくりに参加する権利
- ④市政に関する情報を知る権利

「①『安全で安心して生活できる権利』とは、市民が豊かで快適に暮らすために必要な最も基本的な権利です。」

「②『行政サービスを等しく受ける権利』とは、全ての市民が全てのサービス等を等しく受ける権利があるということではありません。行政サービスは、その内容ごとに法律や条例などでサービスを受ける者を定めています。」



「③『まちづくりに参加する権利』とは、市内のどこに住んでいても行政サービスは等しく提供されるべきであるとい

うことを意味しています。

「③『まちづくりに参加する権利』とは、地域づくり活動に参加するにあたり、自らが持つ豊かな知識や経験を生かすことが出来る権利のことです。」

「④『市政に関する情報を知る権利』とは、提供される情報を受け取るだけでなく、自ら積極的に市政に関する情報の提供を求めることができ、これを取得できる権利として市民主役のまちづくりにおいて最も重要な権利です。」

市民が果たすべき 役割や責務は？

- ①自らが主役であることを自覚しまちづくりに参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- ②まちづくりに参加するにあたって、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

まちづくりへの参加の努力義務を定めています。身体上の故障や何らかの理由でまちづくりに参加できない場合もあり、

全ての市民に参加を強制することはできません。そこで、次のとおり参加できないことを理由に不利益をこうむることがあつてはならないという条文も備えています。「③まちづくりに参加しないことを理由として、差別的な扱いや不利益を受けない」



事業者にも役割や 責務がありますか？

①事業者は、地域社会の一員として社会的責任を認識し、まちづくりに寄与するよう努めるものとする。

事業者は「市民」の中に含まれていますが、まちづくりにおいて果たす役割や責務は大きいことから、事業者の役割と責務を定めています。

来月号では「第3章 議会及び議員」について解説していきたいと思ひます。

お問い合わせ先
三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。

◀ QRコードからアクセスできます